

東京都公報

発行
東京都

目次

16

告示

○都道の区域変更（三件）……………（建設局道路管理部路政課）…一

○公有水面埋立ての免許（二件）……………（港湾局離島港湾部管理課）…六

規則

○東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則……………七

訓令

○東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程の一部改正……………八

告示

○東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館の休館……………八

○東京都指定文化財等の指定……………八

規程

○東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………九

告示

○東京都地下高速電車記念一日乗車券の発売……………九

公告

○都市計画の案…（都市整備局都市基盤部街路計画課）…九

○土地区画整理組合の理事の就任……………（都市整備局市街地整備部区画整理課）…一〇

○開発行為に関する工事完了（二件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…一〇

○大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…一〇

○東京都水道局小平サービスステーションの所管区域の変更……………（水道局）…二

○東京都水道局東大和サービスステーションの所管区域の変更……………（同）…二

○東京都職員共済組合の招集……………（東京都職員共済組合）…二

○当せん金付証券の発売委託……………（全国自治宝くじ事務協議会）…三

雑報

告示

●東京都告示第三百五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十一年三月十五日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 東京朝霞

二 変更の区間 練馬区大泉学園町八丁目五千二百七十四番二十二地内から同区大泉町三丁目三十二番二地内まで

三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道東京朝霞線区域変更略図

練馬区大泉学園町八丁目〜大泉町三丁目

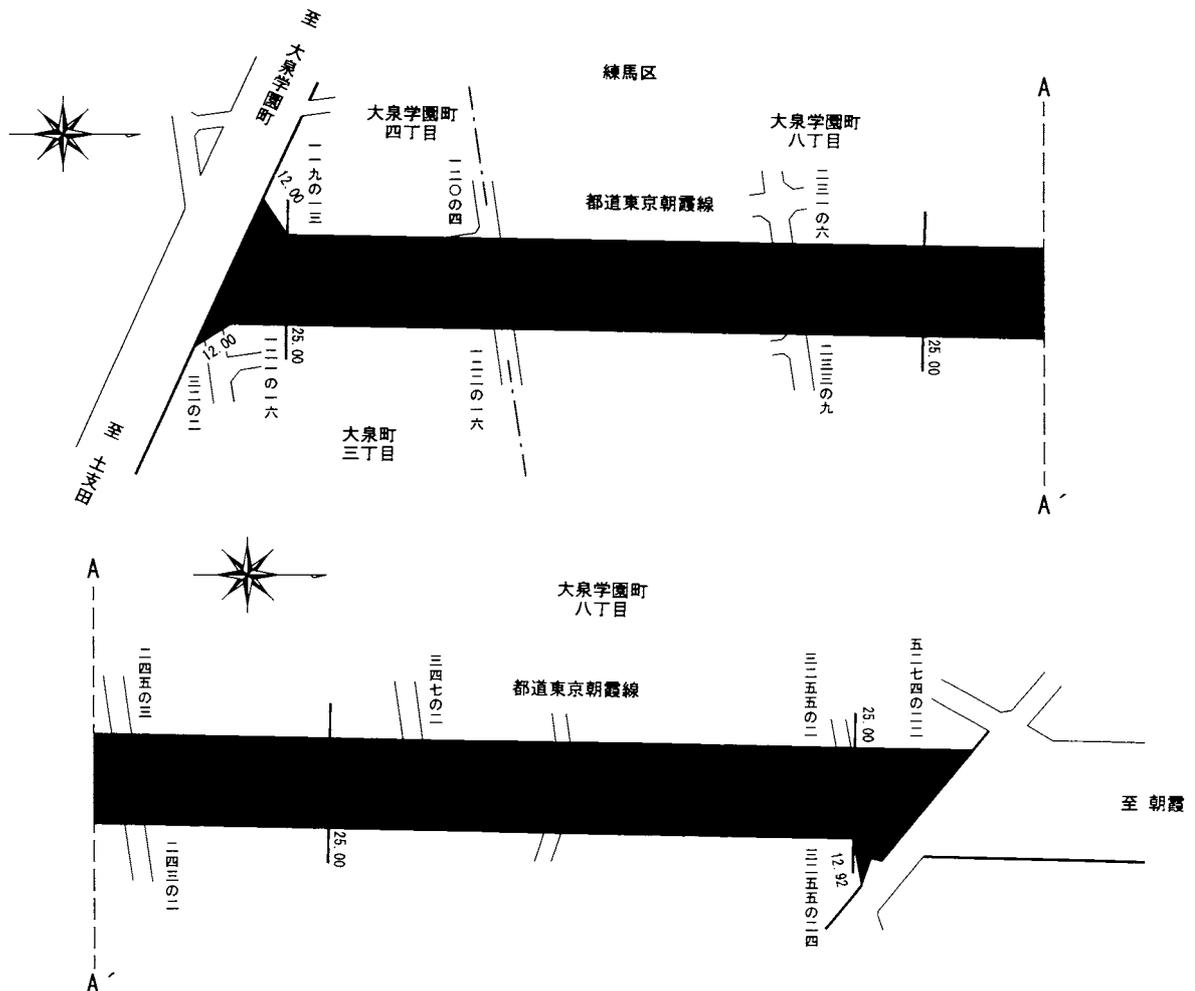
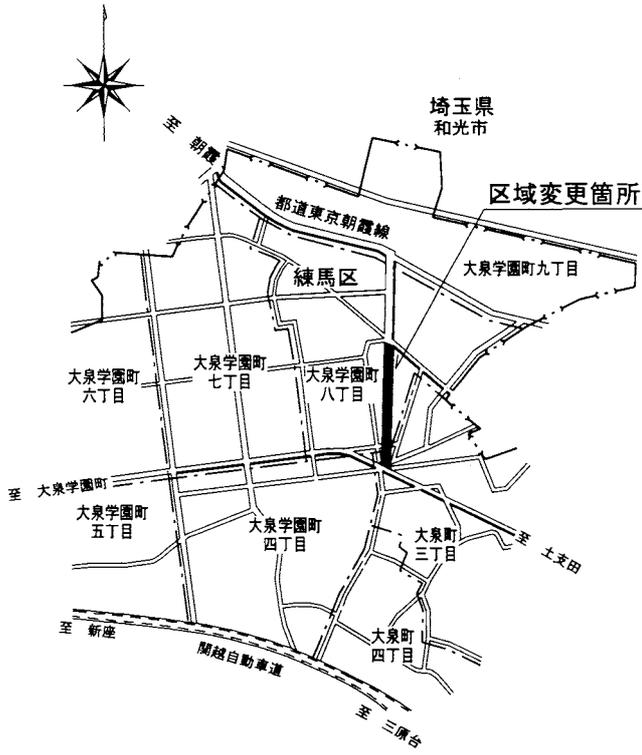
高速自動車国道

都道

特別区道

編入区域

延長 四七〇・四三メートル
面積 一一、四五一・八五平方メートル



別 図

都道環状八号線区域変更略図
練馬区北町五丁目地内

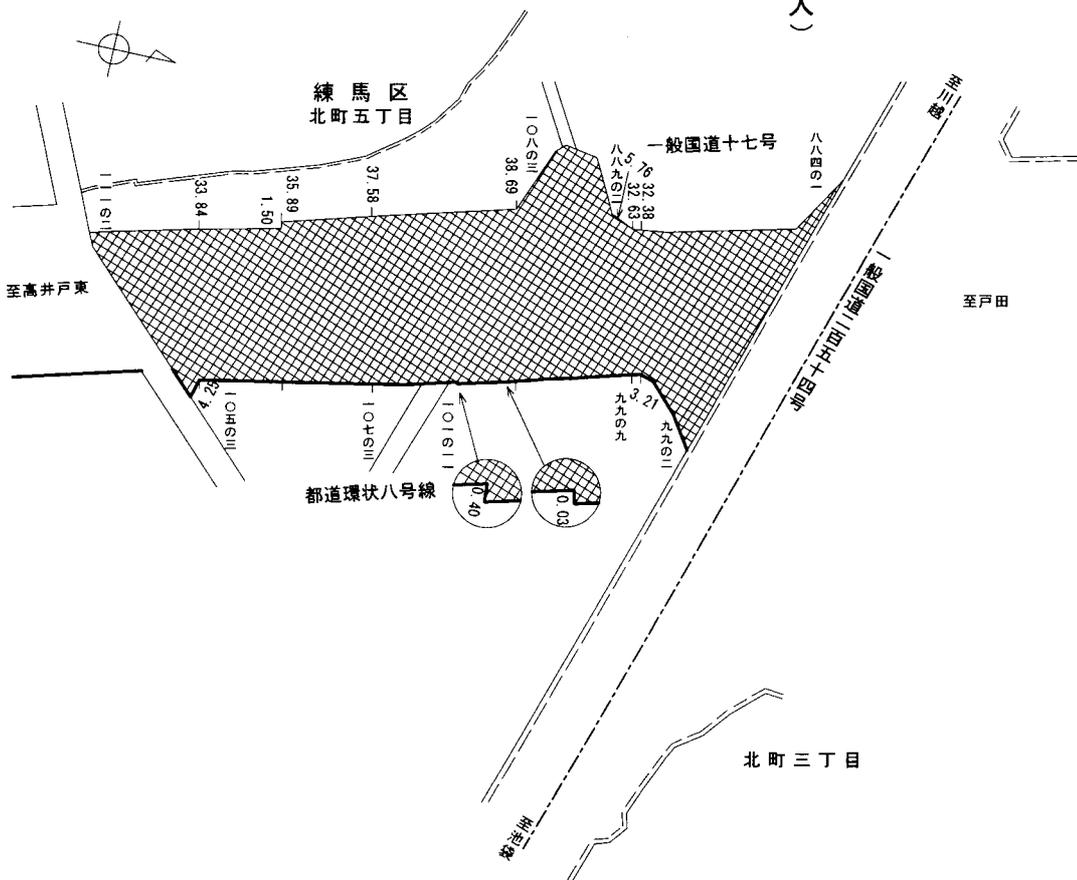
●東京都告示第三百五十六号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項
の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成三十一年三月十五日から起算して

二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供す
る。
平成三十一年三月十五日
東京都知事 小池 百合子

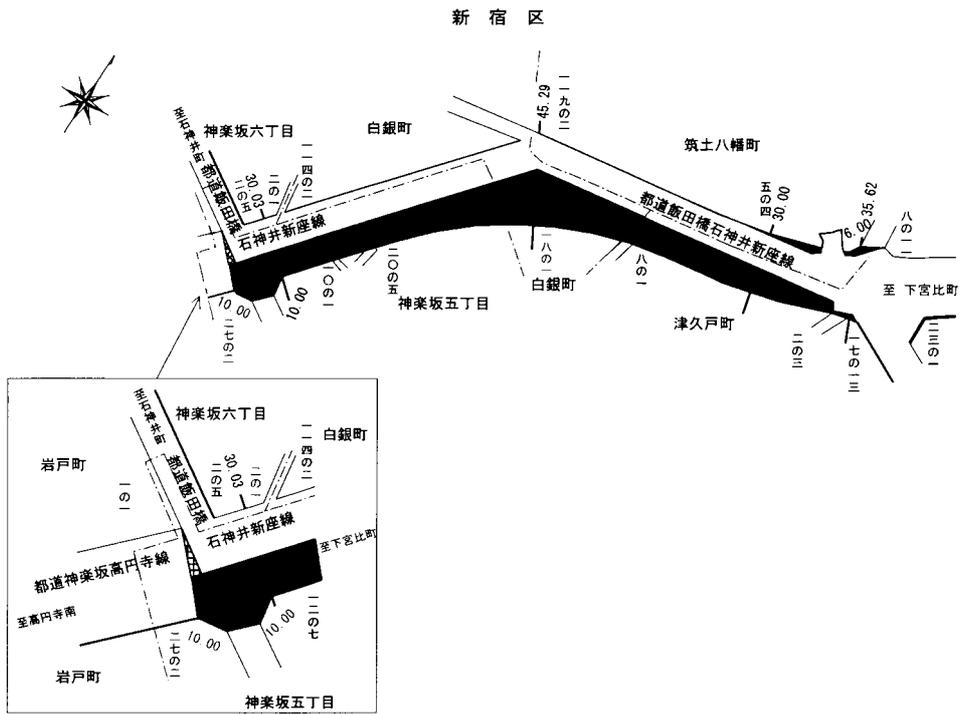
- 一 路線名 環状八号
- 二 変更の区間 練馬区北町五丁目百十一番二地内から同所八百八十四番一地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり



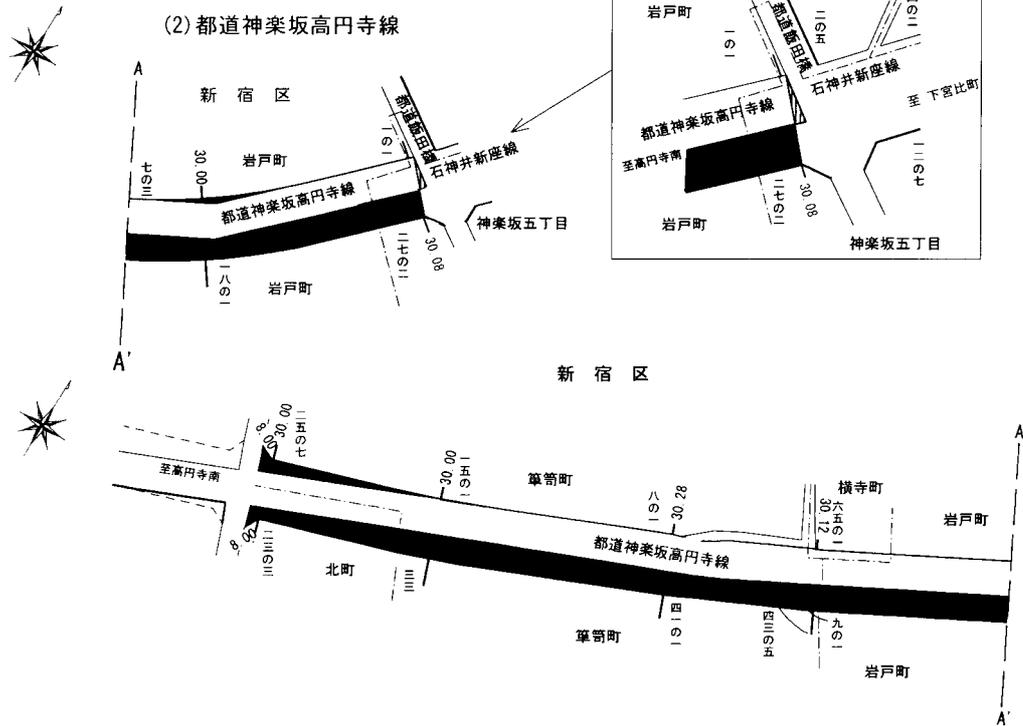
重用編入区域(一般国道十七号との重用編入)
延長 一六七・〇二メートル
面積 五、四三一・〇二平方メートル



(1) 都道飯田橋石神井新座線



(2) 都道神楽坂高円寺線



●東京都告示第三百五十八号

阿古漁港漁港区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があったので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 出願年月日

平成三十一年二月七日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 豊島区西池袋五丁目十七番一―二〇七号

三 埋立区域

(一) 位置

三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑥の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(H二八T一)(北緯三四度〇四分一六秒四三、東経一三九度二八分四九秒五八)から二〇二度五一分五八秒三三・八〇メートルの地点

- ②の地点 ①の地点から一五三度〇三分二秒一五・〇〇メートルの地点

- ③の地点 ②の地点から二四三度〇三分二秒一八〇・六九メートルの地点

- ④の地点 ③の地点から三三三度〇三分四七秒一四・六七メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から六三度三一分二秒一四・九三メートルの地点

- ⑥の地点 ⑤の地点から三三三度一二分三九秒〇・四六メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から二〇八度四六分五四秒七三・六七メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から二四三度〇三分二九秒二四九・九二メートルの地点

- ⑨の地点 ⑧の地点から三三三度〇三分二秒一〇九・八〇メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から六三度〇〇分三九秒六八・九一メートルの地点

(三) 面積

二、七〇四・三九平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区域内公有水面

(一) 位置

三宅村阿古地先の阿古漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 基準点(H二八T一)(北緯三四度〇四分一六秒四三、東経一三九度二八分四九秒五八)から一九八度〇九分〇三秒二八三・三九メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から一一一度五四分五九秒三七・四六メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から一三三度五六分四九秒一〇・三二メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から一八六度二六分〇一秒二二・九〇メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から一七六度三二分五六秒六・五五メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から一九九度四〇分一一秒八・四一メートルの地点

- ⑦の地点 ⑥の地点から二〇八度四六分五四秒七三・六七メートルの地点

- ⑧の地点 ⑦の地点から二四三度〇三分二九秒二四九・九二メートルの地点

- ⑨の地点 ⑧の地点から三三三度〇三分二秒一〇九・八〇メートルの地点

- ⑩の地点 ⑨の地点から六三度〇〇分三九秒六八・九一メートルの地点

(三) 面積

三三、六五一・九〇平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先

三宅村伊豆六百四十二番地 東京都三宅支庁土木港湾課

七 縦覧期間

告示の日から起算して三週間

●東京都告示第三百五十九号

伊ヶ谷漁港漁港区域内の公有水面の埋立てについて公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号。以下「法」という。)第二条第一項の規定に基づき、埋立ての免許の出願があったので、法第三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この埋立てに利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日まで、東京都知事に対して意見書を提出することができる。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小池 百合子

一 出願年月日
平成三十一年二月七日

二 出願人

名称 東京都

所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号

代表者 東京都知事 小池 百合子

代表者住所 豊島区西池袋五丁目十七番一―二〇七号

三 埋立区域

(一) 位置

三宅村伊ヶ谷地先の伊ヶ谷漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑩の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港B M (M一)) (北緯三四度

〇六分〇三秒一二、東経一三九度二九分二

〇秒三七) から二四二度三〇分〇一秒三八

・二八メートルの地点

②の地点

①の地点から二四三度二分〇六秒一・五

③の地点

②の地点から一五三度二分〇六秒四・〇

④の地点

③の地点から二四三度二分〇六秒一八・

⑤の地点

④の地点から一五〇度五三分二四秒七・八

⑥の地点

⑤の地点から一三四度五八分三五秒二・一

⑦の地点

⑥の地点から六九度四三分二一秒五・八三

⑧の地点

⑦の地点から六五度四七分〇九秒六・四二

⑨の地点 ⑧の地点から六七度〇一分二七秒六・五六

メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から六五度二八分二九秒〇・三二

メートルの地点

(三) 面積
二一六・七七平方メートル

四 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

三宅村伊ヶ谷地先の伊ヶ谷漁港漁港区域内公有水面

(二) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び⑫の地点と①の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 基準点(漁港B M (M一)) (北緯三四度

〇六分〇三秒一二、東経一三九度二九分二

〇秒三七) から二一三度三四分一三秒三一

・九五メートルの地点

②の地点

①の地点から一五二度二分四九秒四一・

③の地点

②の地点から二四三度〇九分四四秒二三・

④の地点

③の地点から三〇八度〇三分五一秒四九・

⑤の地点

④の地点から三〇〇度四五分五〇秒四六・

⑥の地点

⑤の地点から一一度一六分四八秒五三・五

⑦の地点

⑥の地点から五七度二四分四九秒一六〇・

⑧の地点

⑦の地点から三二五度四四分五八秒七二・

⑨の地点

⑧の地点から五七度一五分〇六秒六〇・四

⑩の地点 ⑨の地点から一四七度三三分一六秒九〇・

〇〇メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から二三七度一五分〇六秒一五七

・七六メートルの地点

⑫の地点 ⑪の地点から一五三度〇四分五九秒七二・

五七メートルの地点

(三) 面積
一五、五〇四・二四平方メートル

五 埋立地の用途

漁港施設用地

六 出願書類の縦覧場所及び意見書の提出先
三宅村伊豆六百四十二番地 東京都三宅支庁土木港湾

七 縦覧期間
告示の日から起算して三週間

規 則 (教)

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を改正する規則を公布する。

平成三十一年三月十五日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第一号

東京都教育委員会職員住宅管理規則の一部を

改正する規則

東京都教育委員会職員住宅管理規則(平成十三年東京都教育委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第三項に次のただし書を加える。

ただし、教育長が特に必要があると認めるときは、転居に要する費用の一部又は全部を都が負担することがで

きる。

第二十四条第一項中「職員住宅の」を「前条に定めるほか、職員住宅の」に改め、同条に次の一項を加える。

3 転居に要する費用は、全額転居を願った者の負担とする。

附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

訓令(教)

●東京都教育委員会訓令第四号

教 育 庁

都 立 高 等 学 校

都 立 中 等 教 育 学 校

都 立 特 別 支 援 学 校

都 立 中 学 校

東京都立学校労働安全衛生保護具措置規程(平成六年東京都教育委員会訓令第三号)の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月十五日

東 京 都 教 育 委 員 会

第三条第三項及び第四項中「又は」を「及び」に改める。
第八条第三項を次のように改める。

3 都立学校安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者に対し、措置基準について必要な報告を求めることができる。
第九条第四項を次のように改める。

4 都立学校安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者に対し、管理使用細則について必要な報告を求めることができる。

第十条中「当該都立学校に係る保護具についての」を削

る。

第十七条を次のように改める。

(報告)

第十七条 都立学校安全衛生管理者は、総括安全衛生管理者に対し、保護具の措置状況及び保護具措置計画について、必要な報告を求めることができる。

附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示(教)

●東京都教育委員会告示第七号

東京都立図書館規則(昭和六十二年東京都教育委員会規則第十一号)第四条ただし書及び第十一号ただし書の規定により、東京都立中央図書館及び東京都立多摩図書館を次のように休館する。

平成三十一年三月十五日

東 京 都 教 育 委 員 会

一 期日 平成三十一年四月十九日、同年五月十七日及び同年六月十一日から同月二十日まで

二 理由 設備等の保守点検及び図書資料の特別整理のため

●東京都教育委員会告示第八号

東京都文化財保護条例(昭和五十一年東京都条例第二十五号)第四条、第二十六条及び第三十三条の規定に基づき、次のとおり東京都指定有形文化財等の指定を行う。

平成三十一年三月十五日

東 京 都 教 育 委 員 会

一 新たに指定するもの

種 別 名称、員数、所在地、指定区域等 所有者又は保存団体

東京都指定有形文化財(建造物) 旧小出邸 一棟 東京都

東京都指定有形文化財(建造物) 小金井市桜町三丁目七番地 一 江戸東京たてもの園内

東京都指定有形文化財(建造物) 旧三井家本邸 一棟 東京都

東京都指定有形文化財(建造物) 小金井市桜町三丁目七番地 一 江戸東京たてもの園内

東京都指定無形民俗文化財(風俗慣習) 青梅のフセギのワラジ 岩蔵フセギのワラジ保存会

東京都指定無形民俗文化財(風俗慣習) 青梅市岩蔵地区 青梅市岩蔵地区 谷野フセギのワラジ保存会

東京都指定無形民俗文化財(風俗慣習) 青梅市谷野地区 青梅市谷野地区 谷野フセギのワラジ保存会

東京都指定有形文化財(建造物) 洗足池公園 大田区 大田区 公益社団法人洗足風致協会

東京都指定有形文化財(建造物) 指定面積七万九千二百六十・七一平方メートル 大田区南千束二丁目一番四号、百五十八番五号、同番六号、百五十九番一号、同番二号、百六十一番、百六十二番、百六十三番一号、同番二号、同番三号、百六十四番一号、百九十七番一号、同番二号、同番三号、百九十八番、二百二十二番、同番二号、二百二十三番、二百二十四番、二百二十五番、二百二十七番、二百二十八番四号、同番五号、同番六号、同番十号、同番十一号、同番十五号、同番十六号、同番十七号、同番十八号、同番二十号、同番二十一号、二百二十九番一号、同番二号、同番七号、同番八号、二百三十番三号、三

百七十七番二号、三百九十七番十号、同番十一号、同番十二号、千六百六十九番一号、同番二号、同番三号、同番六号、同番七号、同番八号、同番九号、同番十号、同番十一号、同番十二号、同番十四号

規程(交)

●交通局規程第五号

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月十五日

東京都交通局長 山手 斉

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都交通局と関東の鉄道会社等との企画乗車券の発売等に関する規程(平成三十年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第十五条を第十六条とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(企画乗車券の発売の特例)

第十五条 企画乗車券の発売については、この規程に定めるもののほか、有効期間、発売期間等を交通局長が別に定めることにより、特例の発売を行うことができる。

附則

この規程は、平成三十一年三月十六日から施行する。

告示(交)

●交通局告示第一号

東京都地下高速電車記念一日乗車券を次のように発売する。

平成三十一年三月十五日

東京都交通局長 山手 斉

一 記念乗車券の名称

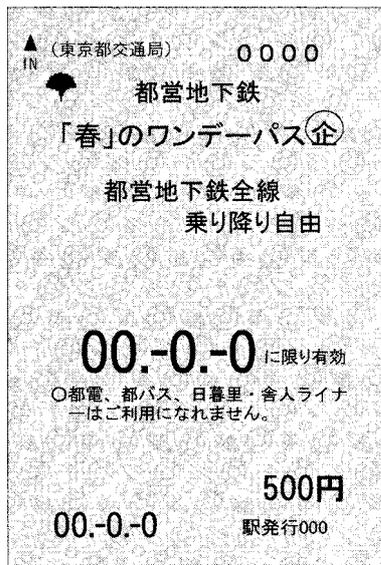
都営地下鉄「春」のワンデーパス

二 記念乗車券の種類及び運賃

東京都地下高速電車記念一日乗車券 大人 五百円、小児 二百五十円

三 記念乗車券の様式

(一) 大人用



(二) 小児用

四 記念乗車券の発売期間

平成三十一年三月十六日から同年五月六日までの東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日とする。

五 記念乗車券の効力

発売日一日に限り、都営地下鉄に何回でも乗降車することができ。

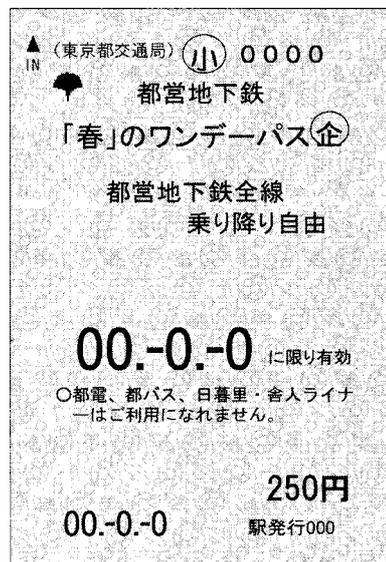
六 記念乗車券の発売場所

都営地下鉄の各駅(押上駅、目黒駅、白金台駅、白金高輪駅及び新宿線新宿駅を除く。)

公 告

都市計画の案について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、立川都市計画道路に係る都市計画の案を次のように公告する。なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間中東京都に対して意見書を提出することができる。



平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 都市計画の種類 都市計画を定める土地の区域

立川都市計画道路

三・三・三十 追加する部分

号立川東大和 立川市曙町三丁目、国立市西一丁目及び北三丁目各案内

削除する部分

立川市羽衣町一丁目、羽衣町二丁目、曙町三丁目、栄町一丁目、栄町三丁目、栄町四丁目、栄町六丁目、高松町一丁目、泉町、幸町一丁目、幸町五丁目、幸町六丁目、柏町一丁目から柏町五丁目まで、国立市西一丁目、北三丁目、東大和市桜が丘二丁目から桜が丘四丁目まで、立野二丁目、立野四丁目、上北台一丁目から上北台三丁目まで、芋窪一丁目、芋窪三丁目、芋窪五丁目、蔵敷二丁目、蔵敷三丁目、多摩湖五丁目及び多摩湖六丁目各案内

変更する部分

三・二・十号 削除する部分

立川市曙町三丁目地内

変更する部分

立川市曙町三丁目地内

二 縦覧場所

東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課(東京都庁第二本庁舎十一階北側)並びに立川市役所、国立

三 縦覧期間

市役所及び東大和市役所 公告の日から二週間

四 意見書の提出先 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都都市整備局都市づくり政策部 都市計画課

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九條第一項の規定により野津田東土地区画整理組合理事長

近藤徳彌から次に掲げる者が平成三十一年二月二日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

氏名 住 所

近藤 徳彌 町田市野津田町二千八百二十三番地

村野 幸司 同 所二千七百七十八番地

村野 婉子 同 所千八百三十三番地

小菅 晁 同 所二千七百五十番地

近藤 育男 同 所二千八百四十四番地

村野 豊明 同 所千七百七十四番地一

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年三月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の 含まれる地域の名称 住所及び氏名

青梅市今井一丁目百八十六番 八 青梅市河辺町十丁目十番地 二、同番二地先、百八十九番 株式会社青梅不動産 代表取締役 田中 克宏 一及び百九十番八

青梅市梅郷一丁目百二十一番 青梅市野上町四丁目四番地 一、同番一地先、同番二から 五 株式会社エースハウジング 同番五まで、百二十三番一か 代表取締役 高山 宣之 同番六まで、百二十三番一、 同番二及び同番九から同番十二まで

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成三十一年三月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に 許可を受けた者の 含まれる地域の名称 住所及び氏名

三鷹市井の頭三丁目三百四十 立川市錦町二丁目四番三号 一番一 株式会社ライズウエル 代表取締役 渡邊 裕

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八條第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る

意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十一年三月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 (仮称) 日本橋室町三丁目地区第一種市街地再開発事業A地区

二 店舗所在地 中央区日本橋室町三丁目十番地

三 設置者名 日本橋室町三丁目地区市街地再開発組合

四 意見

ア 聴取者 中央区長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十一年二月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課 (新宿区西新宿二丁目八番一号)

六 縦覧期間 平成三十一年三月十五日から同年四月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 (仮称) フレスポひばりが丘

二 店舗所在地 西東京市谷戸町二丁目三千二百番四十六ほか

三 設置者名 大和リース株式会社

四 意見

ア 聴取者 西東京市長

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十一年二月二十八日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課

(新宿区西新宿二丁目八番一号)
六 縦覧期間 平成三十一年三月十五日から同年四月十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 所管区域を変更するサービスステーションの名称 東京都水道局小平サービスステーションの所管区域の変更について

二 所在地 小平市花小金井一丁目六番二十号

三 変更する所管区域 変更前 小金井市、東村山市及び小平市の区域
変更後 小金井市及び小平市の区域

四 変更年月日 平成三十一年四月一日

一 所管区域を変更するサービスステーションの名称 東京都水道局東大和サービスステーションの所管区域の変更について

二 所在地 東京都水道局東大和サービスステーションの所管区域

三 変更する所管区域 変更前 東大和市及び武蔵村山市の区域
変更後 東大和市及び武蔵村山市の区域

四 変更年月日 平成三十一年四月一日

雑報

東京都職員共済組合会の招集について

平成三十一年度第四回東京都職員共済組合会を次のとおり招集する。
平成三十一年三月十五日

東京都職員共済組合

理事長 多羅尾 光 陸

一 日時 平成三十一年三月二十七日 午前十時三十分

二 場所 新宿区西新宿二丁目四番一号 新宿NSビル三階 北ブロック三IN会議室

三 議事 第一号議案 平成三十一年度事業計画及び予算 (案)

第二号議案 東京都職員共済組合定款の一部変更について

第三号議案 東京都職員共済組合運営規則の一部変更について

東京都水道局長 中 嶋 正 宏

一 所管区域を変更するサービスステーションの名称 東京都水道局東大和サービスステーション

二 所在地 東大和市上台北台三丁目四百四十七番地

三 変更する所管区域 変更前 東大和市及び武蔵村山市の区域
変更後 東大和市及び武蔵村山市の区域

四 変更年月日 平成三十一年四月一日

東京都水道局東大和サービスステーションの所管区域の変更について、次のとおり公告する。
平成三十一年三月十五日

当せん金付証券の発売委託について
 当せん金付証券の発売について、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四百四号）
 第六条第三項の規定により、次のとおり公告しますから、受託を希望する銀行等は定めら
 れた日までに申請してください。
 平成三十一年三月十五日

全国都道府県知事の名において
 全国自治宝くじ事務協議会

会長 東京都知事 小池 百合子

一 名称
 八百回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
 六百億円 二億枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として二十
 単位（二十ユニット）。ただし、発売状況により、
 原則発売総額の百二十五パーセントを上限とし
 てユニット単位で増額する場合がある。）

三 証券金額
 一枚三百円

四 発売期間
 平成三十一年七月二日から同年八月二日まで

五 当せん金の額
 発売額三十億円に対して十四億一千九百九十万
 円

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して二億一千百三十七万七
 千四百九十二円

八 その他発売経費
 発売額三十億円に対して一億九千七百三十九万
 五千二百四十八円

九 受託申請期限
 平成三十一年三月二十九日

十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

一 名称
 第八百一回全国自治宝くじ

二 発売総額及び枚数
 二百四十億円 八千万枚
 （三十億円を一単位（一ユニット）として八単
 位（八ユニット）。ただし、発売状況により、原
 則発売総額の百二十五パーセントを上限として
 ユニット単位で増額する場合がある。）

三 証券金額
 一枚三百円

四 発売期間
 平成三十一年七月二日から同年八月二日まで

五 当せん金の額
 発売額三十億円に対して十四億一千万円

六 委託対象事務の範囲
 当せん金付証券の発売に係る事務のうち発売企
 画を除く全ての事務

七 売りさばき及び当せん金支払手数料
 発売額三十億円に対して二億一千三百一十一万六

八 その他発売経費
 千四百円
 発売額三十億円に対して一億九千八百三十六万
 一千二百円

九 受託申請期限
 平成三十一年三月二十九日

十 その他
 受託事務の履行は、当せん金付証券法その他関
 係通達による。

行 東 京 都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一號
 電話 ○三(五三三二)一(一一一)代

郵便番号
 163-8001

定 価
 本号 三〇円
 一箇月 六、六〇〇円
 （郵送料を含む。）

印刷所 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七號
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

